

## 釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「釧路市総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令例第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

### (事業の内容)

第3条 釧路市総合事業として、別表第1に掲げるサービス又は事業を行う。

### (事業の対象者)

第4条 この要綱において第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。別添）の質問項目に対する回答の結果が、事業対象者の基準に該当する第1号被保険者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると思われる者（以下「事業対象者」という。）。

2 前項の事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から2年間（月途中で開始する場合は2年後の月末まで）とする。なお、事業対象者の有効期間中に要支援・要介護認定がついた場合には、要支援・要介護の認定日の前日までを事業対象者の有効期間とする。

### (指定事業者による第1号事業の実施)

第5条 第3条別表第1(1)ア(ア)および(イ)ならびにイ(ア)および(イ)に規定する各サービス事業を実施しようとする者は、市長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）とする。

2 指定事業者の指定に関する基準および指定等に関する必要な事項は別に定める要綱による。

3 第1号事業支給費の額の算定に関する基準については、別に定める要綱による。

4 指定事業者は、法および省令その他関係法令等に基づく運営および人員・設備等の基準を遵守するとともに、別に定める人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱によるものとする。

### (第1号事業支給費に係る支給限度額)

第6条 第1号事業支給費の支給限度額は、それぞれ次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 居宅要支援被保険者に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定を準用する。

(2) 事業対象者に係る支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号）第 2 号イに規定する単位数により算定した額とする。

2 1 単位当たりの単価の額は、別に定めるところによる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第 7 条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下、「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施することができる。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第 61 条及び法第 61 条の 2 に定める規定を準用する。

(住民等主体の通所サービスの実施)

第 8 条 住民等主体の通所サービスに関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(短期集中予防サービスの実施)

第 9 条 短期集中予防サービスに関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第 10 条 介護予防ケアマネジメントに関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(指導及び監査)

第 11 条 市長は、釧路市総合事業の適切かつ有効な実施のため、第 1 号事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うものとする。

(不正利得の徴収等)

第 12 条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第 1 号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第 1 号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、釧路市総合事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 訪問型サービス（訪問介護相当）

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービス

(イ) 訪問型サービスA

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護の緩和した基準によるサービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所型サービス（通所介護相当）

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービス

(イ) 通所型サービスA

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護の緩和した基準によるサービス

(ウ) 住民等主体の通所サービス

地域住民が主体となって提供するサービス

(エ) 短期集中予防サービス

保健・医療の専門職により提供される、短期間において集中的に行われるサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(ア) 新総合事業ケアマネジメント（従来型）

介護予防支援と同様のケアマネジメント

(イ) 新総合事業ケアマネジメント（簡易型）

サービス担当者会議（モニタリング）を省略したケアマネジメント

(ウ) 新総合事業ケアマネジメント（初回のみ）

基本的にサービス利用の開始時のみに行うケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

## 基本チェックリスト

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	
12	身長            cm            体重            kg            (BMI =            ) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ	

### 総合事業の事業対象者と判定する基準

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当	複数の項目に支障あり
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当	運動機能低下
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当	低栄養状態
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当	口腔機能低下
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当	閉じこもり
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	認知機能低下
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当	うつ病の可能性

(注) この表における該当 (No.12を除く) とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。